

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準（試験区分） 別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験 (2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準（試験区分） 別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験 (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相

				当以上の水準と認められるもの
2	P.10	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【関係規定】 分野別運用方針（抜 粋）	（新設）	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関 する重要事項 （2）特定技能所属機関に対して特に課す条件 ウ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に 対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施する こと。
3	P.10	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【関係規定】 分野別運用要領（抜 粋）	（新設）	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に 関する重要事項 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 （1）特定技能所属機関に対して講じる措置等 ウ 1号特定技能外国人の訓練・各種研修 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に 対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこ と。
4	P.11	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 ○6つ目	（新設）	○ さらに、特定技能所属機関は、1号特定技能外国 人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の 実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技 能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務 に従事させる等の場合には、労働災害を防止するた めに、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を 実施する必要があります。



別表(製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 アパレル縫製製造(指導者の指示を必要とし、又は、日本の労働による、半導体等の電子部品製造(アパレル縫製製造を除く)を主とする作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(アパレル縫製)	国際交流基金日本語基礎テスト	アパレル縫製製造	アパレル縫製設計
		日本語能力試験(N4以上)	アパレル縫製製造	アパレル縫製製造
	製造分野特定技能1号 評価試験(プラスチック成形)	国際交流基金日本語基礎テスト	圧縮成形	射出成形
		日本語能力試験(N4以上)	プラスチック成形	インフレーション成形 ブロー成形等
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装塗装	塗装塗装	
	日本語能力試験(N4以上)	塗装	塗装塗装 塗装塗装	
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電装)	国際交流基金日本語基礎テスト	半導体	半導体	
	日本語能力試験(N4以上)	電装	半自動電装	
【特定技能1号】 工業分野特定技能1号 評価試験(工業製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	工業製造	工業製造	
	日本語能力試験(N4以上)	工業製造	工業製造	

【注】終了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	電子部品組立
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
	【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	電子部品組立
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
	【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	

別表(製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	電子部品組立
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
	【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	電子部品組立
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	
	【特定技能1号】 製造分野特定技能1号 評価試験(電子部品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子部品製造	電子部品製造	
		日本語能力試験(N4以上)	電子部品製造	電子部品製造	

【注】終了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

6

分野参考  
様式第3-1号

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国 籍 ・ 地 域  
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場保全、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 細分類 2194 鋳造製造業(中子を含む)
  - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
  - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424 作業工具製造業
  - 6 細分類 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
  - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2465 金属熱処理業
  - 9 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 10 中分類 25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - 11 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - 12 中分類 27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。)
  - 13 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 14 中分類 29 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。)
  - 15 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - 16 細分類 3295 工業用模型製造業
- 3 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議会」という。)の構成員であること。
- 4 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 5 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国 籍 ・ 地 域  
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場保全、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装のいずれかの業務であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 細分類 2194 鋳造製造業(中子を含む)
  - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
  - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424 作業工具製造業
  - 6 細分類 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
  - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2465 金属熱処理業
  - 9 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 10 中分類 25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - 11 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - 12 中分類 27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。)
  - 13 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 14 中分類 29 電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。)
  - 15 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - 16 細分類 3295 工業用模型製造業
- 3 1号特定技能外国人を受け入れる際、当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 4 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議会」という。)の構成員であること。
- 5 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

